

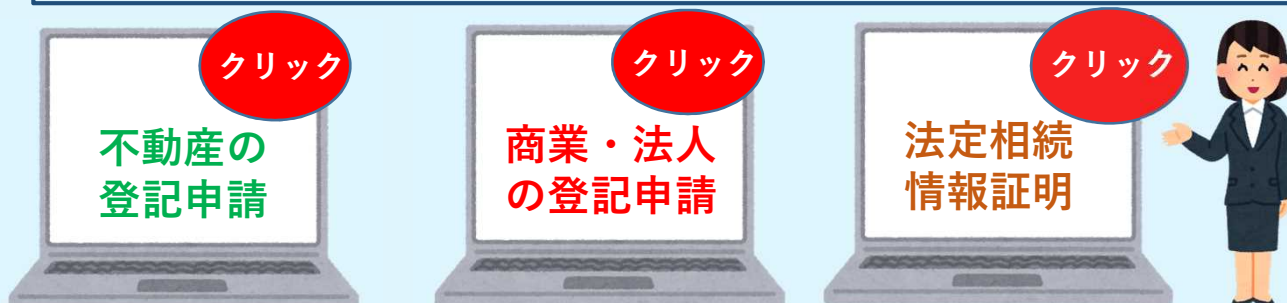


登記手続案内は事前予約制です



登記の申請書と法定相続情報証明の様式・作成方法については、「法務局ホームページ」でご案内しています。

申請書や添付書類等の様式は、ホームページからダウンロードできます。



クリックすると法務局ホームページに移動します。

ホームページの申請書等の様式・作成方法をご覧になった上で、ご不明の点がありましたら、電話又はウェブで「登記手続案内」の予約をお申し込みください。登記手続案内は**完全予約制**です。予約のない場合はお受けできません。

登記手続案内は、**電話又はウェブによる手続案内**による対応にご協力ください。予約された日時に、担当がお客様へ電話をおかけし、又は、ウェブ会議システムでご対応させていただきます。

登記の管轄区域の一覧はこちら

佐賀県

クリック

ウェブによる登記手続案内がご利用いただけます

クリック

電話での予約はこちら



	佐賀地方法務局 庁名	電話番号	実施日
不動産の 登記	本局登記部門	0952-26-2184	月~金
	武雄支局	0954-22-2779	月・水・金
	伊万里支局	0955-23-2885	火・木
	唐津支局	0955-74-1442	水・木・金
	鳥栖出張所	0942-82-2621	月・水・金
商業 法人 の登記	本局登記部門	0952-26-2184	月~金

ウェブでの予約はこちら

ウェブ予約対応庁は本局のみです。

クリック



クリックすると法務局手続案内予約サービスに移動します。

登記手続案内をご利用の皆さまへ



ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てまいりますので、一旦案内を中断させていただき、改めて予約していただく場合があります。



ご自身で作成してください

申請書類作成上の注意事項等については説明しますが、担当者が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどして、ご自身で確認してください。なお、提出後の申請書類の不備等があった場合には、法務局から連絡を差し上げます。



見本を参考に説明します

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を利用して、記入上の注意点等について説明します。なお、インターネット環境がない場合は、最寄りの法務局に電話でお問合せください。



事前の審査・法的判断はできません

担当者が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。また、法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



補正の可能性があります

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。

申請資格のない方の利用はお断りします

登記手続案内のご利用は、申請人本人又はその代理人としての親族・会社の従業員などに限られます。本人確認を行う場合がありますので、ご協力ください。法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)の利用はお断りします。



- ・申請書作成が難しい
- ・時間がない



司法書士・土地家屋調査士
に直接相談できます。

- 佐賀県司法書士会
- 佐賀県土地家屋調査士会

☎ 0952-29-0626
☎ 0952-24-6356